

小美玉市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)

概 要 版

令和元年(2019年)12月

小 美 玉 市

目次

1. 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項.....	1
1-1 計画策定の主旨	1
1-2 適用範囲.....	1
1-3 計画目標年次.....	2
2. ごみ処理基本計画.....	3
2-1 基本理念及び基本方針.....	3
2-2 ごみの排出量の見込み.....	4
2-3 個別施策.....	5
3. 生活排水処理基本計画.....	6
3-1 基本方針.....	6
3-2 生活排水処理の見込み.....	7
3-3 個別施策.....	8

1. 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

1-1 計画策定の主旨

市町村は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項」に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならないとされています。

この「一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたっては、一般廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、開発計画及び市民の要望等を踏まえた上で、ごみの分別排出・生活排水対策の適正化、収集運搬の効率化、中間処理施設や最終処理施設のあり方等について検討し、本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にすることとしています。

そこで本市では、平成26年（2014年）6月に、平成26年度（2014年度）から令和10年度（2028年度）までを計画対象期間とする、小美玉市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

このたび、計画策定から5年が経過し、中間目標年度に達したことに伴う定期見直しを行うとともに、令和3年（2021年）4月から供用開始が予定される新広域ごみ処理施設の供用開始にあわせた更新として、令和3年度（2021年度）から令和17年度（2035年度）までの「小美玉市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」を策定しました。

1-2 適用範囲

(1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市内全域とします。

(2) 計画対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水（し尿等）も含めた一般廃棄物です。

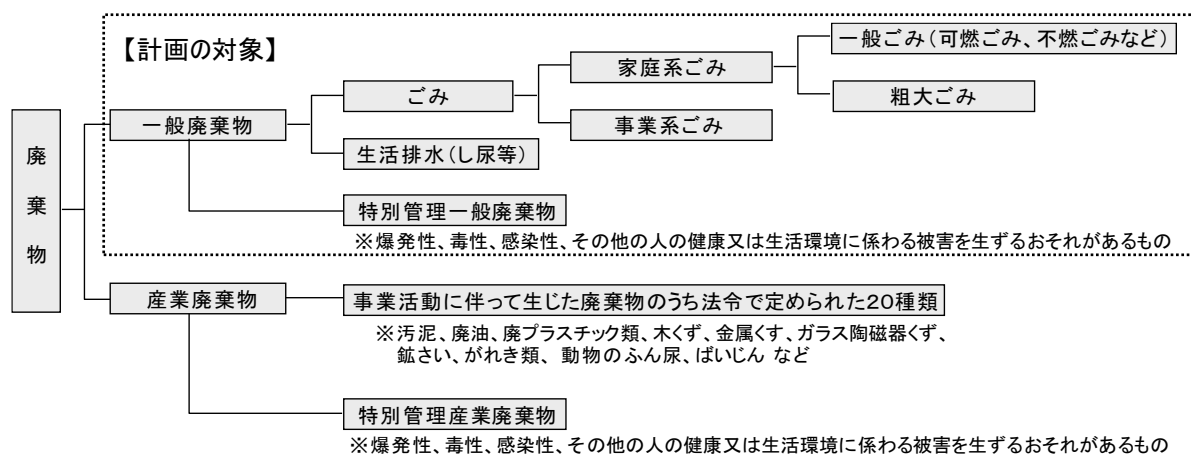


図 計画対象廃棄物

1-3 計画目標年次

本計画の期間は、新たなおみ処理施設が供用開始される令和 3 年度（2021 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 15 年間とします。

本計画は、概ね 5 年ごとに、または諸条件を大きく超える社会・経済情勢等の変化があった場合、必要に応じ見直しを行うこととします。

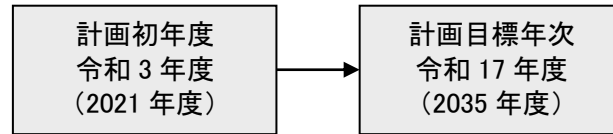


図 計画期間

2. ごみ処理基本計画

2-1 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、上位計画である総合計画の将来像“「ひと もの 地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ ～見つける。みがく。光をあてる。～」を踏まえ、次のように定めます。

「ひと もの 地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ
～環境負荷の少ない循環型都市 おみたま～

(2) 基本方針

基本理念に基づき、取組の柱となる基本方針は下記の通りです。

基本方針1. 市民、事業者、行政の連携によるごみの減量化・資源化の推進

市民、事業者、行政の3者がともに連携を図りながら、更なるごみの分別や地域による集団回収の活性化により減量化と資源化を目指します。

基本方針2. 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

新ごみ処理施設の更新事業を踏まえ、周辺市町と協力しながら、環境負荷の少ない新たなごみ処理システムの構築を目指します。

(3) 目標値の設定

基本理念及び基本方針を受け、ごみの減量化や資源化に係る目標値を次のように定めます。

【1人1日あたりのごみ排出量】

	現況 (H29:2017)	目標 (R17:2035)
家庭系ごみ	605g	440g (約27%減)
事業系ごみ	230g	230g (現状維持)
合計	835g	670g (約20%減)

【資源化率】

	現況 (H29:2017)	目標 (R17:2035)
家庭系ごみ	22.0%	27% (5ポイント増)

2-2 ごみの排出量の見込み

(1) 人口

本計画に用いる本市の将来人口は、日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018 年）3 月推計）を参考に、推計を行いました。本市の人口は減少傾向にあり、平成 29 年度（2017 年度）に 51,822 人だった人口が、計画目標年度の令和 17 年度（2035 年度）には 43,610 人になると予測されます。

	現況（H29：2017）	目標（R17：2035）
人口	51,822 人	43,610 人

(2) ごみ排出量

ごみ排出量の予測は、家庭系ごみ及び事業系ごみについてそれぞれ将来予測値を算出し、全体のごみ排出量を算出しました。

【1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量の予測値と目標値】

	現況（H29：2017）	目標（R17：2035）
予測値	605g	481g （約 20%減）
目標値		440g （約 27%減）

【1 人 1 日あたり事業系ごみ排出量の予測値と目標値】

	現況（H29：2017）	目標（R17：2035）
予測値	230g	188g （約 18%減）
目標値		230g （現状維持）

注：H25（2013）～H29（2017）の平均値は約 188g

【1 人 1 日あたりごみ排出量の予測値と目標値】

	現況（H29：2017）	目標（R17：2035）
予測値	835g	669g （約 20%減）
目標値		670g （約 20%減）

2-3 個別施策

(1) 発生抑制・資源化計画

市	<ul style="list-style-type: none"> 1) 分別収集体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○分別収集の徹底 ○集団及び拠点回収の促進 ○野外焼却（野焼き）の禁止の周知 2) リサイクルの促進等 <ul style="list-style-type: none"> ○資源化施設の効率化 ○再生品の普及・使用拡大 3) 住民意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ○住民意識の啓発 ○生ごみの堆肥化の推進 4) 小型家電の回収 <ul style="list-style-type: none"> ○小型家電の回収
住民	<ul style="list-style-type: none"> 1) ごみ排出量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ排出量の削減 ○過剰包装商品の購入自粛 ○生ごみの堆肥化 2) 適性排出の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○資源ごみ分別収集の活用・資源化の推進 3) 環境に配慮した消費活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○再生品の使用促進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1) ごみ排出量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ排出量の抑制 2) 適性排出の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○適正排出の実施 3) 環境に配慮した事業活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○再生品の使用拡大

(2) 収集・運搬計画

<ul style="list-style-type: none"> 1) 分別の徹底 2) 収集運搬体制の効率化 3) 分別区分の統一

(3) 中間処理計画

<ul style="list-style-type: none"> 1) 既存のごみ処理施設の維持管理及び解体 2) 新たなごみ処理施設の整備及び維持管理
--

(4) 最終処分計画

<ul style="list-style-type: none"> 1) 民間への委託及びモニタリングの継続 2) 最終処分先の検討

(5) その他

<ul style="list-style-type: none"> 1) 災害廃棄物の処理処分 2) 不法投棄対策 3) ごみ処理施設で受入できない廃棄物の対応
--

3. 生活排水処理基本計画

3-1 基本方針

生活排水処理では、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及を進め、先ずは総合計画に示した以下の目標に向けて整備を進めていきます。また、その先の中期計画の目標として、平成 28 年度（2016 年度）に改訂された「茨城県生活排水ベストプラン」に示す目標値との整合を図りながら、現実的な目標の実現に向けて整備を進めていきます。

表 生活排水処理の基本方針

基本方針
公共用水域への汚濁負荷を削減し、すべての市民が、快適で衛生的な生活ができる環境づくりを目指します。

表 施策の目標

	現況 平成 29 年 (2017 年)	総合計画 目標年次 令和 4 年 (2022 年)	中期目標 令和 7 年 (2025 年)
■生活排水処理普及率 快適で衛生的な生活環境づくりを推進していくため、生活排水処理普及率の向上を目指す。	78%	85.9%	90.4%
■公共下水道普及率 快適で衛生的な生活環境づくりを推進していくため、下水道普及率の向上を目指す。	45%	—	59.4%
■農業集落排水事業整備率 計画地区（全 9 地区）のうち未着手地区において、農業集落排水事業の実施により、整備率の向上を目指す。	63%	—	—

出典）小美玉市総合計画、茨城県生活排水ベストプラン

※合併処理浄化槽（個人設置型）は現況水準の維持を見込む

3-2 生活排水処理の見込み

(1) 処理人口

生活排水処理率は、現在の傾向で整備・設置が進む場合で、整備区域内の今後の総人口の減少も考慮すると、ベストプランの長期計画完了時には100%に達することとなります。

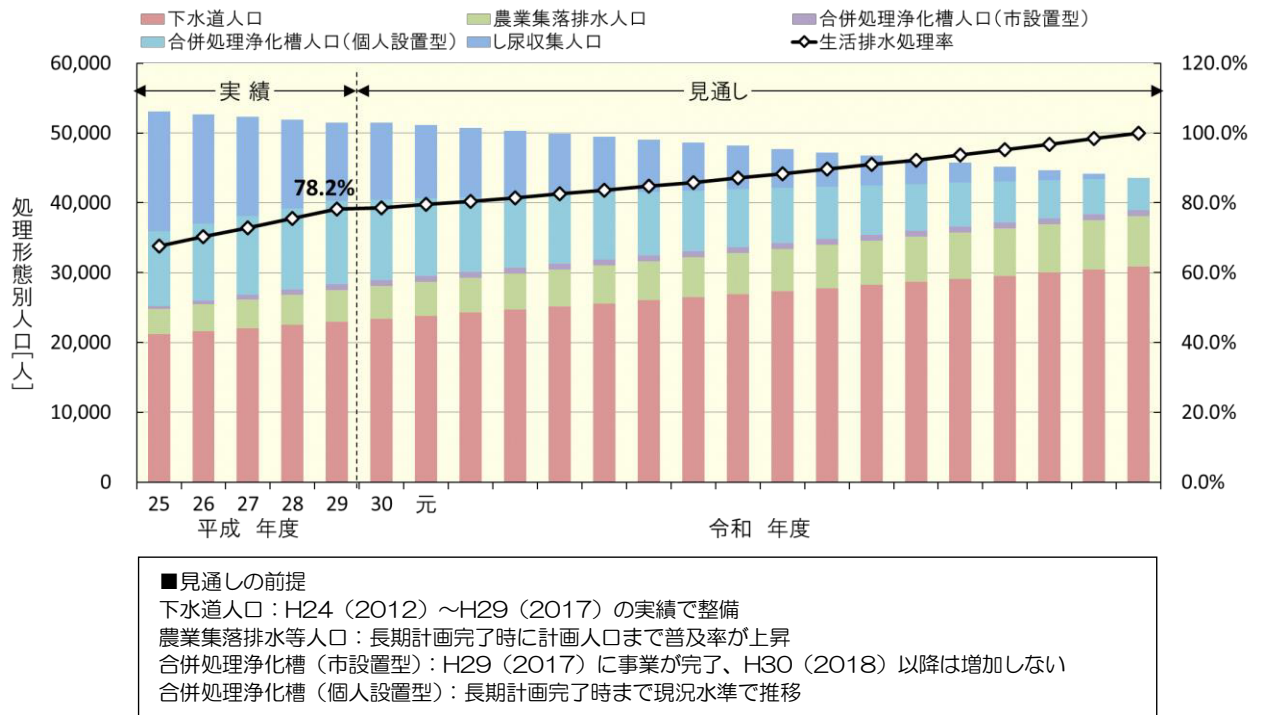


図 処理形態別人口の見通し

(2) 排水量

人口減少に伴い、排出量は減少する見通しとなっています。また、公共下水道や農業集落排水への普及に伴う合併処理浄化槽の減少が進むと、し尿処理はなくなり、浄化槽汚泥処理量は約17kl/日と予想されます。

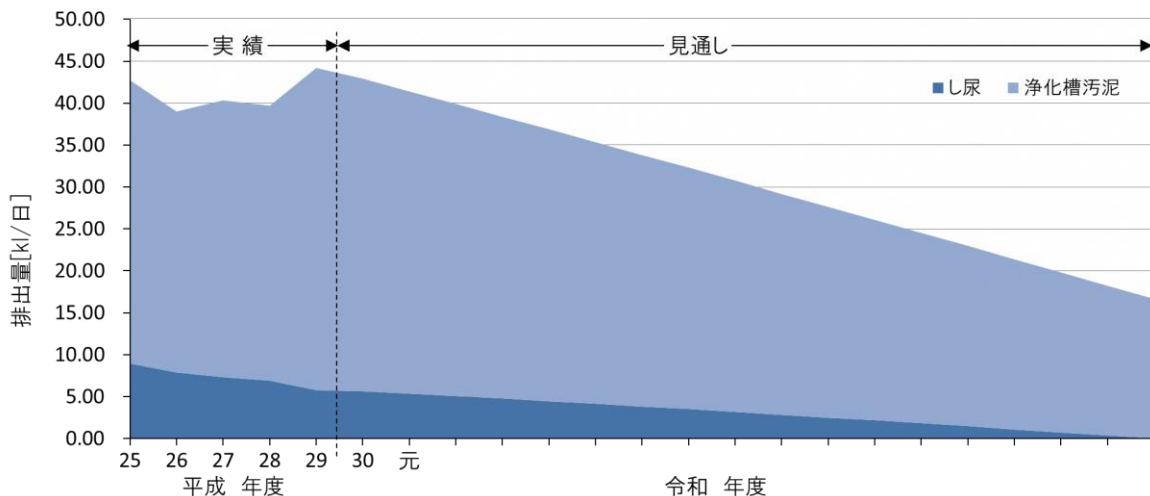


図 し尿及び浄化槽汚泥排出量の見通し

3-3 個別施策

(1) 収集運搬計画

- 民間許可業者による効率的な収集運搬
- すべての地域で複数の事業者が選択できる環境整備

(2) 中間処理計画

- 処理施設の適正な維持管理
- 施設の更新等の必要性について周辺自治体と検討

(3) 最終処分計画

- 公共用水域への放流
- 脱水汚泥の埋立及び堆肥化処理の継続

(4) その他

将来の生活排水処理体系については、現在の体系を維持しつつ、各生活排水施設の特徴を踏まえ、地域の実情に応じて、公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の整備を進めていきます。